

泉南市保育実習受け入れ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉南市立の保育施設で実施する資格取得を目的とした実習について必要な事項を定め、もって将来の社会福祉を担う人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 泉南市立認定こども園条例（平成27年条例第11号）第2条に規定する泉南市立なるにつこ認定こども園、泉南市子ども総合支援センター条例（平成26年条例第22号）第2条に規定する泉南市子ども総合支援センター
- (2) 養成施設等 保育士、社会福祉士及び精神保健福祉士を養成する施設、学校及び機関
- (3) 実習 保育士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を取得するために必要となる実習
- (4) 実習生 保育士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を目的に実習を履修する養成施設等に在籍する学生

(手続)

第3条 実習の実施を希望する養成施設等の長（以下「依頼者」という。）は、泉南市健康子ども部長（以下「部長」という。）に対して、実習開始の2か月前までに、実習依頼書（第1号様式、以下「依頼書」という。）を用いて依頼しなければならない。

2 部長は、前項に規定する依頼があったときは、次の各号に定める事項を審査し、実習実施の可否を決定して、実習承諾書（第2号様式、以下「承諾書」という。）により依頼者に通知する。

- (1) 実習の目的及び内容等が保育施設で実施することが適当であると認められるものであること。
- (2) 実習を受け入れることにより、保育施設の運営に支障が生じないこと。

3 部長は、実習の実施を決定したときは、依頼者と保育施設の実習受入れに関する協定書（第3号様式）により、保育実習の実施に関する必要事項について協定を締結するものとする。

(実習生の義務)

第4条 実習生は、泉南市（以下「市」という。）の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 実習生は、実習を通して知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。また、実

習終了後も同様とする。

3 実習生は、実習期間中は市職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

(提出書類)

第5条 実習生は、誓約書（第4号様式）を、実習を行う保育施設の長に提出しなければならない。

2 誓約書は、原則として実習の初日までに提出するものとする。

(実習の中止)

第6条 保育施設の長は、実習生が第4条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、実習を中止することができる。この場合、養成施設等にその旨通知するものとする。

(損害の負担)

第7条 実習期間内において、実習生が故意又は過失により市または第三者に損害を生じさせた場合は、実習生、養成施設等はそれぞれの過失に応じて、その損害を賠償しなければならない。

(実習期間)

第8条 実習期間は、保育施設の状況や実習の内容によって決定する。

(費用負担)

第9条 実習生が所属する養成施設等から実習の受入に要する経費として、実習生一人につき、一日あたり 1,000 円に実習日数を乗じた額を徴収する。

2 前項の徴収は、実習修了後に泉南市が、養成機関等に請求するものとする。

3 実習場所を移動するための交通費、実習に要する材料費等は、別途実習生の実費負担とする。

4 その他、費用の徴収にかかる必要事項は、協定書に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実習に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。